

様

7千保健支第 号
令和 年 月 日

千葉市長

妊婦支援給付金支給決定通知書

申請のあった妊婦支援給付金について、次の通り支給を決定しましたので通知します。

- | | | |
|---------|----------|-------------------------|
| 1 給付金名 | 妊婦支援給付金 | 回目 |
| 2 支給予定日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 支給金額 | 50,000円 | ※申請時にご指定いただいた口座に振り込みます。 |

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に千葉市外に転出した場合には、転出日をもって千葉市の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより千葉市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

審査請求等について

- 1 上記の取消の処分があった場合に、この処分についての審査請求は、千葉市外に転出した日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、(1)の場合を除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決・決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。